

社会福祉法人神戸光の村 役員報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神戸光の村（以下「当法人」という。）定款第8条の規定に基づき、理事・監事・評議員（以下、「役員」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定めたものである。

(報酬)

第2条 具体的な担当業務を有する当法人の役員に対して報酬を支給することができる。

- 2 報酬を支給する役員の業務内容、従事者、支給額等は別表1のとおりとする。
- 3 役員および職員と兼務する役員には支給しないものとする。
- 4 理事と評議員を兼務する場合および役員が1日に複数の業務に従事する場合でも報酬を重複して支給することはないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員に費用弁償を支給する業務は、次の通りとする。

- ①理事会、評議員会への出席
 - ②定期監査、臨時監査への出席
 - ③行政機関による監査への立会
 - ④その他、理事長が必要と認めた業務
- 2 費用弁償額は、次の通りとする。

①兵庫県内に居住する役員	3,000円
②兵庫県外に居住する役員	5,000円
 - 3 報酬を受ける役員および職員と兼務する役員には費用弁償を支給しないものとする。
 - 4 理事と評議員を兼務する場合および役員が1日に複数の業務に従事する場合でも費用弁償を重複して支給することはないものとする。

(改正)

第4条 この規程の改正については、理事会の議決をする。

附則

この規程は、平成27年3月17日から施行する。

別表 1

業務内容	従事者	支給額等
法人の統括・施設の指導監督等	理事長	日額 20,000 円
法人の統括補助、施設の指導監督等	理事長が任命した役員	日額 7,000 円以上 15,000 円以内で理事長が決定した額